

○障がいのある方等が利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免について

「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」により、障がいのある方等（及びその介護者）が施設を利用する場合は、以下の必要書類を提示することで、利用料金が免除されます。

対象者	必要書類
身体障害者福祉法第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者	身体障害者手帳
知的障害者で都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けているもの	療育手帳
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	精神障害者保健福祉手帳
障害福祉サービス受給者	障害福祉サービス受給者証
特定医療費（指定難病）受給者	特定医療費（指定難病）受給者証
特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証
被爆者健康手帳の交付を受けている者	被爆者健康手帳
戦傷病者手帳の交付を受けている者	戦傷病者手帳
介護保険要介護又は要支援認定を受けている者	介護保険被保険者証
その他施設の特特殊性によって適当と判断できる者	適当と判断できる書類等

※介護者の方は介護している者である旨の申出をして下さい。

※施設のご利用にあたり、公園スタッフが安全管理上危険と判断した場合はご利用をご遠慮頂く場合がございます。

※ご不明な点は公園管理事務所までお問合せください。